

県有財産一般競争入札案内書
(郵送等による入札)

令和8年11月開札実施

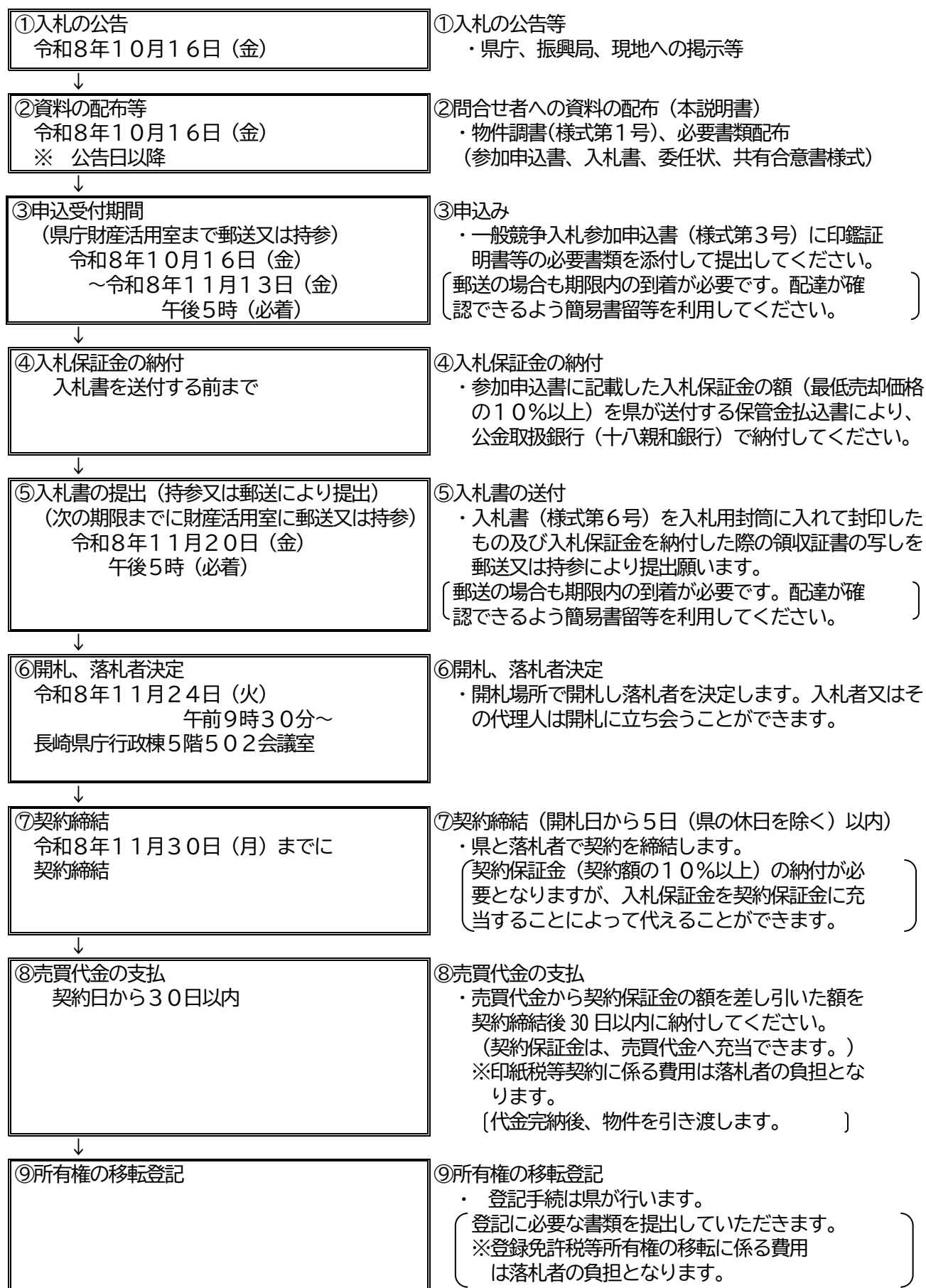
長崎県 総務部 財産活用室

TEL : 095-895-2186 (直通)

資 料 内 容

1	入札による売買の流れ	P 1
2	一般競争入札（郵送等による入札）参加要領	P 2
	①入札参加申込書の提出期限	P 4
	②入札書の提出期限	P 4
3	入札の関係様式及び記載例	
	・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書 兼口座振替依頼書（様式第3号）	P 10
	・ 入札書（様式第6号）	P 12
4	郵送等による入札の送付書類等チェックリスト	P 15
5	落札後に必要となるもの	P 16
6	県有財産売買仮契約書（様式第7号）	P 17
7	県有財産売買契約書（様式第7号）	P 21
8	契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式第9号）	P 25
9	共有合意書（様式第10号）	P 26
10	誓約書	P 27

〈入札（郵送等による入札）による売買の流れ〉



※仲介手数料及び司法書士に対する登記手数料は不要です。

一般競争入札（郵送等による入札）参加要領

長 崎 県

長崎県が行う県有財産の一般競争入札（郵送等による入札）に参加される方は、次の各事項をご承知の上、入札に参加してください。

1 売却する物件（詳しくは物件調書をご覧ください。）

物件 番号	財産の 名 称	所在及び 地 番	区分	種目 構造	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
R08 財活 01	旧長崎振興 局税務部	長崎市勝山 町22番1	土地	宅地	801.17	269,500,000
R08 用地 01	旧用地基金 保有地（長崎 市平山町）	長崎市平山 町369番2	土地	雑種地	425.54	3,740,000
R08 用地 02	旧用地基金 保有地（島原 市大手原町）	島原市大手 原町甲2236 番2、甲2236 番7	土地	宅地	224.92	5,990,000
R08 用地 03	旧廃川敷（矢 上地区）（長 崎市田中町）	長崎市田中 町1142番	土地	雑種地	1,258.31	5,790,000
R8 教環 01	盲学校 公 舎	西彼杵郡時 津町久留里 郷字永ノ浦 376番52	土地 建物	宅地 木造セメント瓦葺平家建	219.80 85.00	7,100,000
R8 教環 02	長崎特別支 援学校 公 舎	長崎市星取 2丁目830番 6	土地 建物	宅地 鉄筋コンクリート造陸屋 根2階建	401.39 146.78	3,883,000
R8 教環 03	旧長崎式見 高等学校	長崎市四杖 町374番2、 相川町130 番2、130番 7	土地	学校用地	27,032.01	116,238,000
R08 学文 01	旧埋蔵文化 財収蔵倉庫	大村市久原 2丁目1491 番1	土地	学校用地	11,950.76	202,000,000

R08 長警 01	白木警察官 待機宿舎	長崎市白木 町1357番7	土地 建物	宅地 鉄筋コンクリート造陸屋 根4階建	657.89 713.90	3,550,000
R08 長警 02	桜馬場職員 公舎	長崎市桜馬 場1丁目43 番6	土地 建物 倉庫	宅地 鉄筋コンクリート造陸屋 根2階建 コンクリートブロック造 陸屋根平家建	335.01 171.08 9.94	40,270,000
R08 長警 03	松浦警察署 里免職員公 舎	松浦市志佐 町里免字馬 立場150番1	土地 建物 物置	宅地 コンクリートブロック造 陸屋根2階建 コンクリートブロック造	663.03 343.46 19.20	2,537,000

- ※ 最低売却価格は、あらかじめ長崎県が定めた予定価格で、これを下回る価格では売却できません。
- ※ 建物付き物件のうち建物に残存価値があるものについては、建物が消費税の課税対象となることから、下記の額を最低売却価格としています。
- 【R08 長警 03】土地価格 2,130,000 円（非課税）+ 建物価格 407,000 円（税込）= 2,537,000 円
- ※ R8 教環 03 の旧長崎式見高等学校の売買契約については、県議会の議決を必要としますので、落札後は、議会の議決後に本契約となる旨を規定した仮契約を締結し、令和9年2月議会に提案予定です。なお、議会の議決日は、例年3月下旬となっています。

◎ 売却する物件に関するお問い合わせ先

物件番号: R08 財活 01 財産活用室 財産活用担当 TEL: 095-895-2186 FAX: 095-895-2553

物件番号: R08 用地 01, 02, 03 用地課 調整・管理班 TEL: 095-894-3121 FAX: 095-894-3465

物件番号: R8 教環 01, 02, 03 教育環境整備課 県立学校施設班 TEL: 095-894-3325 FAX: 095-894-3471

物件番号: R08 学文 01 学芸文化課 総務管理班 TEL: 095-894-3382 FAX: 095-894-3475

物件番号: R08 長警 01, 02, 03 装備施設課 管財係 TEL: 095-820-0110(内線 2292) FAX: 095-826-3488

2 競争入札参加資格

どなたでも参加できます。ただし、次の方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下同じ。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号。以下同じ。）第33条第7項の規定に該当する者。
- (4) この公告の日から7の開札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

3 入札参加申込方法

- (1) 入札参加申込書等の提出

入札に参加しようとする場合は、次の期限までに公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還

請求書兼口座振替依頼書（様式第3号。以下「参加申込書」という。）に次の書類を添えて提出してください。

なお、参加申込書は契約予定者名（共有名義で申し込む場合は、共有合意書（様式第10号）で定めた代表者名）で申し込み、押印（印鑑登録済みの印鑑を使用すること。）してください。代理人による参加申込はできません。

また、参加申込書に記載する入札保証金の額は、最低売却価格の100分の10以上の金額（円未満切り上げ）としてください。

【添付書類】

- ・申込者の印鑑証明書（印鑑登録証明書）※共有名義で申し込む場合は共有者全員分
- ・共有合意書（様式第10号）※共有名義で申し込む場合のみ添付
- ・誓約書 ※共有名義で申し込む場合は共有者全員分

※ 提出する添付書類は、入札参加申込日の前3か月以内に発行（作成）されたものとしてください。なお、提出された書類は返還いたしません。

【提出方法及び期限】

令和8年11月13日（金）17時（必着）で、郵送又は持参により提出してください。

※ 郵送の場合は簡易書留等配達ができる方法で送付してください。なお、県の休日（土曜日、日曜日、休日等）は、持参による提出はできません。

※ 参加申込書の提出後において、県から送付される保管金払込書により入札保証金を納付する必要がありますが、入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書の写しの送付が必要となりますので、その納付に要する日数等も考慮し、余裕を持ってお申込ください。

【提出先】

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 総務部 財産活用室 宛
「県有地売却一般競争入札参加申込書在中」

(2) 入札保証金の納付

参加申込書の提出があった場合、県から同申込書に記載された入札保証金の額の保管金払込書を申込者に送付しますので、長崎県の公金取扱銀行（十八親和銀行）で入札保証金を納付してください。

入札に当たっては、入札保証金を納付した際の領収証書の写しを入札書とともに提出する必要がありますので、入札保証金は、入札書の提出期限に間に合うよう早めに納付してください。

4 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨とします。

5 郵送等による入札の方法

(1) 入札者

入札参加申込者（共有名義で申し込む場合にあっては、共有合意書で定めた代表者）を入札者として入札してください。（代理人による入札はできません。）

(2) 郵送等による入札の提出書類

入札者は、入札書（様式第6号）に所要事項を記入して押印（印鑑登録済み印）し、「入札書在中」、入札する財産の名称及び入札者名を記載した入札用封筒に入れて封印したもの及び入札保証金を納付した際の領収証書の写しを次の提出期限までに、郵送又は持参により提出してください。（入札保証金を納付した際の領収証書の写しは、入札用封筒に入れないで提出してください。）

【提出方法及び期限】

令和8年11月20日（金）17時（必着）で、郵送又は持参により提出してください。

※ 郵送の場合は簡易書留等配達ができる方法で送付してください。なお、県の休日（土曜日、日曜日、休日等）は、持参による提出はできません。

【提出先】

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 総務部 財産活用室 宛

「県有地売却一般競争入札書在中」

(3) 入札にあたっての注意事項

- ① 入札書は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- ② 入札用封筒は必ず封印してください。(入札用封筒が封印されていない場合は、入札は無効となります。)
- ③ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ④ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

6 現地説明会

現地説明会は、実施しない。

売却する物件については、現状での引き渡しとなるため、事前に入札物件をご自身で確認し、現況及び諸規制を熟知したうえで入札すること。

なお、物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。

7 開札の期日及び場所等

(1) 開札の期日及び場所

開札は、入札がなかった物件を除き、次の期日及び場所で行います。

期日及び場所	時間	物件番号	財産の名称
(期日) 令和8年11月24日(火) (場所) 長崎県庁行政棟5階502会議室	09:30	R08 財活 01	旧長崎振興局税務部
	10:00	R08 用地 01	旧用地基金保有地(長崎市平山町)
	10:30	R08 用地 02	旧用地基金保有地(島原市大手原町)
	11:00	R08 用地 03	旧廃川敷(矢上地区) (長崎市田中町)
	11:30	R8 教環 01	盲学校 公舎
	13:30	R8 教環 02	長崎特別支援学校 公舎
	14:00	R8 教環 03	旧長崎式見高等学校
	14:30	R08 学文 01	旧埋蔵文化財収蔵倉庫
	15:00	R08 長警 01	白木警察官待機宿舎
	15:30	R08 長警 02	桜馬場職員公舎
	16:00	R08 長警 03	松浦警察署里免職員公舎

※ 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することがあるので事前に担当部局に連絡してください。

(2) 開札の立会

入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができます。開札の期日及び場所においてください。立会に際しては、開札会場に備えられた開札立会受付簿に、住所、氏名その他の所要事項を記入していただくほか、係員の指示に従ってください。(駐車場は満車の場合もありますので、時間に余裕を持って来られるか、公

公共交通機関のご利用をお願いします。)

入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない県職員を立ち合わせます。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (2) 入札書が入札用封筒に封印された状態で提出されなかったとき。
- (3) 入札用封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (4) 入札用封筒に、入札する物件名及び入札者の氏名の記載がないとき。
- (5) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (6) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (7) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (8) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (9) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金を納付した際の領収証書の写しの提出がない者のした入札であるとき。
- (11) 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(押印してある印鑑が印鑑登録済みの印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 最低売却価格に達しない金額で入札したとき。
- (16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

9 落札者の決定について

- (1) 落札者は、県が前もって設定した最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、次の要領によりくじを行い、契約相手方を決定するものとします。
 - ① 同価の入札書の受付順(受付日が同日の場合は、入札者の連絡先電話番号の下4桁の数値が小さい方を先着とし、その番号が同じ場合は、この入札事務に関係ない県職員がくじを引き先着を決定する。)に0, 1, 2・・・と番号を割り当てる。
 - ② あらかじめ入札書に記載された任意の3桁の番号(番号の記載がなかった場合は、入札者の連絡先電話番号の末尾3桁の番号)を入札者のくじ番号とする。
 - ③ くじ番号の合計を同価の入札者数で割った余りを求める。
 - ④ ③で求めた余りと①で割り当てた番号が一致する入札者を契約相手方とする。
- (3) 開札の結果によらず入札は1回のみとし、再度入札は行いません。
- (4) 入札のあった物件の開札結果は、開札に立ち会った入札者又はその代理人には開札の際に口頭で公表することにより通知し、その他の入札者には電話等により通知します。また、落札された物件については、落札者(個人・法人の別)、落札金額及び応札者数を、県のホームページに速やかに掲載します。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととします。

10 入札保証金の返還について

入札保証金は、落札者を除くほか、参加申込書の還付請求書に基づいて、指定された銀行口座への振込みにより、後日還付します。なお、振込みには開札終了後2週間程度要することがあります。

11 売買契約について

- (1) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県に支払わなければなりません。ただし、入札保証金を契約保証金に充当する場合は、入札保証金の金額をもって、契約保証金とすることができます。

- (2) 契約の締結は、県が指定した売買契約書により、令和8年11月30日（月）（落札決定の日から5日（県の休日を除く。）以内）までに行います。
- (3) 売却する物件については、契約書において売買契約締結の日から5年間、次に掲げる条件を付します。
- ① 落札者は、売買物件を長崎県暴力団排除条例第2条第3号に定める暴力団事務所等の用に供し、又は供させてはならない。
 - ② 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供し、又は供させてはならない。
- （注） 上記①又は②の条件に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額（長崎県が定める金額）を違約金として長崎県に支払わなければならない。
- (4) 現物と売買物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (5) 物件の所有権移転前に、この入札及び落札に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (6) 落札者が、(2)に定める期限内に売買契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は長崎県に帰属することになります。
- (7) 売買契約は、長崎県が落札者とともに売買契約書に記名押印したときに確定します。
- (8) 入札保証金、契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。
- (9) 売買代金の納入期限は、県が発行する納入通知書に指定します。
- (10) この契約に要する費用、所有権移転登記に要する費用等は、落札者の負担とします。

12 その他

- (1) 入札結果については、契約を締結した日（契約締結に至らなかった場合は、その旨を通知した日）の翌日から起算して1年が経過する日まで県ホームページで公開します。
- (2) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、長崎県財務規則及び県の指示によることとします。

(参 考)

【地方自治法施行令第167条の4第1項 抜粋】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

【地方自治法施行令第167条の4第2項 抜粋】

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項 抜粋】

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【長崎県暴力団排除条例 抜粋】

（公表等）

第33条

- 7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

【長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱 抜粋】

（各種契約等からの排除措置）

第4条 知事は、法人等（有資格者等を含む。以下同じ。）が別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、審査会の審議を経て、各該当要件に定められた期間、当該法人等を県が行う各種契約等から排除する措置を行うものとする。

- 2 前項の措置を行った場合は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に定める不当要求行為対策委員会に報告するものとする。

（各種契約等からの排除措置の公表）

第5条 知事は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

（法人等への通知）

第6条 知事は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第7条 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。

2 契約担任者は、入札参加を認められた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。

4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

別表1

措 置 要 件	期 間
1 法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。	通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
3 法人等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
4 法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
5 法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
6 有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。
7 県との契約に関し、有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県へ報告しなかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

※入札保証金を公金取扱銀行において納付する入札の場合に使用

長崎県知事 様

捺印

年 月 日

公有財産売却一般競争入札参加申込書

申込者	住 所	〒
	氏名(※)	印 (印鑑証明印)
	電話番号	
共有者	住 所	〒
	氏 名	印 (印鑑証明印)
	住 所	〒
	氏 名	印 (印鑑証明印)

※ 法人にあつては、その名称及び主たる所在地並び代表者の氏名を記載する。

長崎県が売却する下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【添付書類】 ※添付書類は、申込日から起算して3か月以内に発行(作成)されたものを提出してください。

○印鑑登録証明書(印鑑証明書) 1通 ※共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。

○共有合意書(様式第10号) ※共有名義で申し込まれる場合のみ添付してください。

○誓約書 ※共有名義で申し込まれる場合は共有者全員分の分を添付してください。

記	
物 件 番 号	入 札 保 証 金 円
公 有 財 産 名 称	
入札保証金納付方法	県が送付する保管金払込書により公金取扱銀行(十八親和銀行)において納付する。

備考1 複数の物件について申し込まれる場合は、物件毎にこの「参加申込書」が必要になります。その場合、添付する印鑑登録証明書(印鑑証明書)は、申込件数にかかわらず1通で結構です。

2 共有名義で申し込まれる場合は、添付する共有合意書(様式第10号)で定めた代表者を申込者欄に記入し、代表者以外の共有者を共有者の欄に記入してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に2週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

記

入札保証金の返還請求者	フリガナ				
	住所(所在地)	〒			
	フリガナ				
	氏名・名称	印			
振込先 金融機関 (郵便局を除く) ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行	預金種目	普通・当座	口座番号	
	信用金庫	口座名義人			
	信用組合				
	農協	フリガナ			
	労働金庫	支店	氏名・名称		
		支所			

※複数の物件について入札保証金の返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

※共有名義で申し込まれる場合の返還請求者は、申込者(代表者)となります。

様式第3号

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

※入札保証金を公金取扱銀行において納付する入札の場合に使用

長崎県知事 様

捺印

令和〇年〇〇月〇〇日

公有財産売却一般競争入札参加申込書

住民票（または登記簿謄本） の住所を記入してください。	申込者	住 所	〒850-8570 長崎市尾上町3-1
		氏名(※)	長崎 太郎 (印) (印鑑証明書)
一般競争入札に関してご連絡 する場合がありますので必ず	共有者	電話番号	〒
		住 所	〒
最低売却価格の10%以上 (1円未満切上げ)の金額を	共有者	氏 名	印 (印鑑証明書)
		住 所	〒
	共有者	氏 名	印 (印鑑証明書)

※法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載する。

長崎県が売却する下記物件を買い受けたいため、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【添付書類】 ※添付書類は、申込日から起算して3か月以内に発行(作成)されたものを提出してください。

○印鑑登録証明書(印鑑証明書) 1通 ※共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。

○共有合意書(様式第10号) ※共有名義で申し込まれる場合のみ添付してください。

○誓約書 ※共有名義で申し込まれる場合は共有者全員の分を添付してください。

物 件 番 号	R〇〇▲▲〇〇	入 札 保 証 金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円
公 有 財 産 名 称	〇〇職員公舎跡地		
入札保証金納付方法	県が送付する保管金払込書により公金取扱銀行(十八親和銀行)において納付する。		

備考1 複数の物件について申し込まれる場合は、物件毎にこの「参加申込書」が必要になります。その場合、添付する印鑑登録証明書(印鑑証明書)は、申込件数にかかわらず1通で結構です。

2 共有名義で申し込まれる場合は、添付する共有合意書(様式第10号)で定めた代表者を申込者欄に記入し、代表者以外の共有者を共有者の欄に記入してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 〇,〇〇〇,〇〇〇円)の返還を請求します。

返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に2週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

入札保証金の返還請求者	フリガナ	ナガサキケンナガサキシオノウエマチ				
	住所(所在地)	〒850-8570 長崎市尾上町3-1				
	フリガナ	ナガサキ タロウ				
	氏名・名称	長崎 太郎 (印) (印鑑証明書)				
振込先 金融機関 (郵便局を除く) ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行	預金種目	普通	当座	口座番号	1234567
	信用金庫	口座名義人				
	信用組合					
	農協	フリガナ	ナガサキ タロウ			
労働金庫	支店	氏名・名称	長崎 太郎			

※複数の物件について入札保証金の返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

※共有名義で申し込まれる場合の返還請求者は、申込者(代表者)となります。

入札書

(郵送による入札)

年 月 日

長崎県知事 様

入札者 住 所

氏 名 印

一般競争入札（郵送による入札）参加要領記載の事項及び売買契約書の約定を承知し、県有財産の入札について、下記のとおり入札します。

なお、入札金額が同価となった場合は、下記記載の3桁のくじ番号により、くじを引きます。

記

物 件 番 号	財 産 の 名 称			
入 札 金 額	¥ _____			
くじ番号	次の口内に任意の3桁の数字を記入してください。 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			

- 備考 1 金額は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできない。
- 2 入札参加申込者（共有名義とする場合は、共有合意書で定めた代表者）は、入札者として入札者欄に住所、氏名を記入し、押印（印鑑登録済み印鑑）してください。
- 3 くじ番号は、落札者となるべき同価の入札をした者が複数あるときに、くじにより契約相手方を決定する場合に使用します。
- 4 入札用封筒に入れて封印の上、提出してください。

入 札 用 封 筒

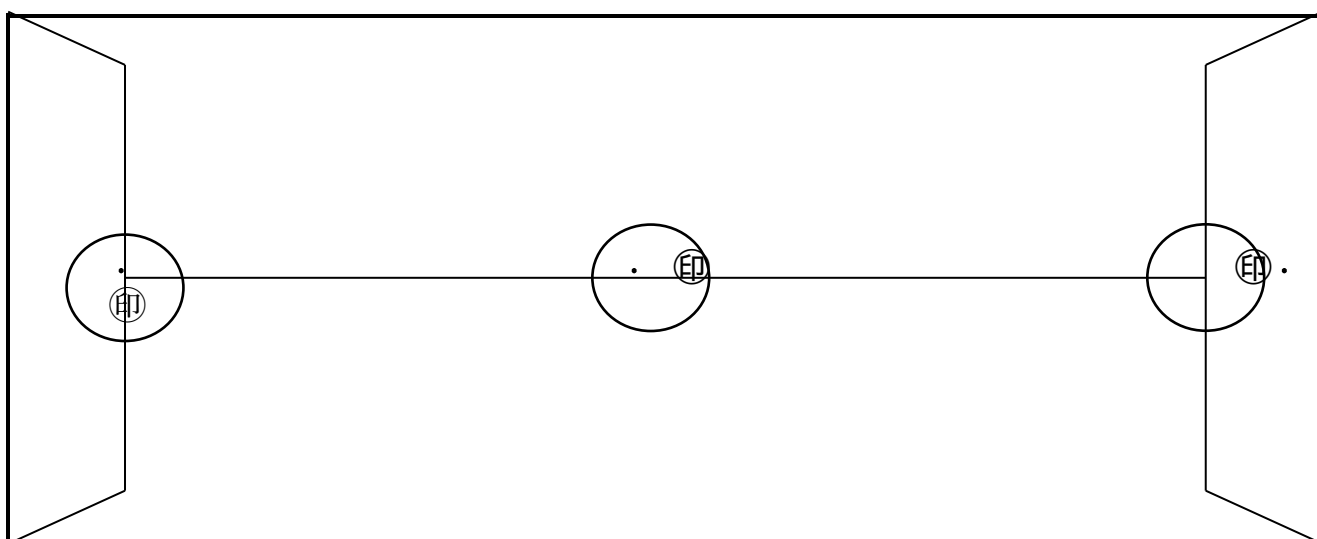
(表)

財産の名称 ○○○○○○

入 札 書 在 中

氏 名

(裏)



- 備考
- 1 封筒の大きさは標準規格長3を使用すること。
 - 2 入札用封筒は、入札書を入れて封印すること。
 - 3 入札用封筒には入札書のみを入れ、また、複数の入札書を入れないこと。

入札書

（郵送による入札）

〇〇年 〇月〇〇日

長崎県知事 様

入札者 住 所 長崎市尾上町3-1

氏 名 長崎 太郎

印

一般競争入札（郵送による入札）参加要領記載の事項及び売買契約書の約定を承知し、県有財産の入札について、下記のとおり入札します。

なお、入札金額が同価となった場合は、下記記載の3桁のくじ番号により、くじを引きます。

記

物 件 番 号	財 産 の 名 称
〇〇△△〇〇	旧〇〇職員公舎敷地
入 札 金 額	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇
くじ番号	次の□内に任意の3桁の数字を記入してください。 1 2 3

- 備考 1 金額は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできない。
- 2 入札参加申込者（共有名義とする場合は、共有合意書で定めた代表者）は、入札者として入札者欄に住所、氏名を記入し、押印（印鑑登録済み印鑑）してください。
- 3 くじ番号は、落札者となるべき同価の入札をした者が複数あるときに、くじにより契約相手方を決定する場合に使用します。
- 4 入札用封筒に入れて封印の上、提出してください。

郵送による入札の提出書類等チェックリスト

1 入札参加申込書の提出

個人・法人 の別等	申込者	提出する書類
個人 (単独名義)	名義人となる方	☐ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼 口座振替依頼書 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 誓約書
法人	代表権を有する者	☐ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼 口座振替依頼書 ☐ 法人の印鑑証明書 ☐ 誓約書
共有名義で参加 する場合	共有名義人の うちの代表者	☐ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼 口座振替依頼書 ☐ 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（共有者全員分） ☐ 共有合意書（様式第10号） ☐ 誓約書（共有者全員分）

（注）提出された書類は返還いたしませんので御了承願います。

2 入札書の提出

個人・法人 の別等	入札者	提出する書類
個人 (単独名義)	名義人となる方	☐ 入札書（様式第6号）を入れて封印した入札用封筒 ☐ 入札保証金を納付した際の領収証書の写し
法人	代表権を有する者	☐ 入札書（様式第6号）を入れて封印した入札用封筒 ☐ 入札保証金を納付した際の領収証書の写し
共有名義と する場合	共有名義人の うちの代表者	☐ 入札書（様式第6号）を入れて封印した入札用封筒 ☐ 入札保証金を納付した際の領収証書の写し

（注）1 入札用封筒には、入札書のみを入れて封印してください。

2 入札用封筒に入札する財産の名称及び入札者の氏名を記入し、入札書を入れて封印したもの及び入札保証金を納付した際の領収証書の写しを提出してください。

3 提出された書類は返還いたしませんので御了承願います。

落札後に必要となるもの

- 1 契約保証金 契約金額の10/100以上に相当する現金若しくは銀行が振り出し又は支払保証した小切手を契約締結時にお支払いいただきます。
なお、申出により入札保証金を充当できます。
- 2 売買代金 契約金額と契約保証金の差額を、県の発行する納入通知書により、契約書に規定された期日までに、県の指定する金融機関にお支払いいただきます。
なお、納入後は、領収証書のコピーを県にお送りください。

- 3 収入印紙 契約締結時に、契約書に貼付しますので契約金額に応じた収入印紙を1枚御準備ください。

契 約 金 額		税 額	軽減後税額
100万円超	500万円以下	2千円	1千円
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円
1億円超	5億円以下	10万円	6万円

※軽減措置：令和9年(2027年)3月31日まで

- 4 登録免許税 土地、建物の課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨）」に「税率(※20/1000)」を乗じて百円未満を切捨てた額となります。
法務局に所有権移転登記をするのに必要です。落札者には金額を連絡しますので収入印紙を準備願います。
※ 土地については、令和11年3月31日までは(15/1000)

○収入印紙については最寄りの郵便局等にて購入することが出来ます。

(参 考)

○ 土地、建物を買ったときにかかる税金

・ 不動産取得税

不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに1度だけかかります。

○ 土地、建物の保有にかかる税金

・ 固定資産税

不動産を所有しているときにかかる税金です。

印 紙

県有財産売買仮契約書

売出人 長崎県知事 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
とは、県有財産の売買について、次のとおり契約を締結する。

なお、この仮契約は、議会の議決を得てその旨を甲が乙に通知したときに本契約となるものとする。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件及び売買価格)

第 2 条 甲は、末尾記載の物件 (以下「売買物件」という。) を売買価格 (以下「代金」という。)

金 円で乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

(契約保証金)

第 3 条 契約保証金 (代金の百分の十以上の金額) は金 円とし、乙は、この仮契約
が本契約となると同時に、契約保証金を甲の指示する手続きにより、甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第 2 条に定める代金に充当することができることとし、この場合の契約保証金には
利息は付さない。

3 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行しないとき又は乙の責に帰す事由により第 6 条の所有権の移転前に本
契約を解除したときは、第 1 項の契約保証金を県に帰属させることができる。

4 第 2 項及び第 3 項以外の場合においては、甲は、乙の本契約の義務の履行を確認した後、乙の払戻し請求
書の提出を受けて契約保証金を還付するものとする。ただし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

(代金の納付)

第 4 条 乙は、第 2 条に定める代金を甲が別途発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲
に納付するものとする。

(遅延利息)

第 5 条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで
未納代金につき年利 3 . 0 パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等によ
り止むを得ないと認められるときは、この限りでない。

(所有権移転の時期)

第 6 条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が代金 (前条に定める遅延利息も含む。) の支払いを完了したと
きとする。

(引き渡し及び境界標)

第 7 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとし、境
界標は乙が自己の費用で設置するものとする。

(所有権移転登記)

第 8 条 売買物件の所有権移転登記は、登録免許税その他の経費を乙の負担で前条による引き渡し後、甲が行うものとする。

(特約条項)

第9条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第9条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4 第9条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、乙の責めに帰すべき事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を次に掲げるものの用に供し、又は供させてはならない。

① 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第3号に定める暴力団事務所

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで前条に定める禁止用途に関し、必要と認めるときは随時に、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金 { 売買代金の3割 } 円を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、売買物件が第11条第1号に定める用途に利用されるものと認められるときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、第2条に定める売買価格の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第16条 甲は、第14条及び第15条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

4 甲は、解除権を行使したときは、乙に対し乙が売買物件から利得した果実を請求しない。

(原状回復及び返還)

第17条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。なお、この場合において、乙は、売買物件に乙所有の物件が所在するときは、当該物件の所有権を放棄しなければならない。

2 乙は、前項ただし書きにおいて、売買物件が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書及び乙所有の物件の所有権放棄に関する書類を、甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項により売買代金を返還する場合において、乙が第13条及び第15条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代

金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

第21条 空欄としている第4条の代金の納付期限及び本契約日は、この仮契約が議会の議決を得てその旨を甲が乙に通知するときに併せて通知する。

(協議)

第22条 本契約に定めのない事項で約定する必要があるとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

仮契約日 令和 年 月 日

本契約日 令和 年 月 日

売出人 住 所 長崎市尾上町3番1号
氏 名 長崎県知事 ○○ ○○

買受人 住 所
氏 名

売買物件の表示

所 在 地	区 分	種 目	構 造	数 量	売 買 価 格

印 紙

県有財産売買契約書

売払人 長崎県知事 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
とは、県有財産の売買について、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件及び売買価格)

第 2 条 甲は、末尾記載の物件 (以下「売買物件」という。) を売買価格 (以下「代金」という。)
金 円で乙に売り渡し、乙はこれを買受けた。

(契約保証金)

第 3 条 契約保証金 (代金の百分の十以上の金額) は金 円とする。

2 前項の契約保証金は、第 2 条に定める代金に充当することができることとし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

3 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行しないとき又は乙の責に帰す事由により第 6 条の所有権の移転前に本契約を解除したときは、第 1 項の契約保証金を県に帰属させることができる。

4 第 2 項及び第 3 項以外の場合においては、甲は、乙の本契約の義務の履行を確認した後、乙の払戻し請求書の提出を受けて契約保証金を還付するものとする。ただし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

(代金の納付)

第 4 条 乙は、第 2 条に定める代金を甲が別途発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に納付するものとする。

(遅延利息)

第 5 条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき年利 3 . 0 パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りでない。

(所有権移転の時期)

第 6 条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が代金 (前条に定める遅延利息も含む。) の支払いを完了したときとする。

(引き渡し及び境界標)

第 7 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとし、境界標は乙が自己の費用で設置するものとする。

(所有権移転登記)

第 8 条 売買物件の所有権移転登記は、登録免許税その他の経費を乙の負担で前条による引き渡し後、甲が行うものとする。

(特約条項)

第9条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第9条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
- 4 第9条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が、乙の責めに帰すべき事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を次に掲げるものの用に供し、又は供させてはならない。

- ① 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第3号に定める暴力団事務所
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで前条に定める禁止用途に関し、必要と認めるときは随時に、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金 { 売買代金の3割 } 円を違約金として、甲に支払

わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第 18 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、売買物件が第 11 条第 1 号に定める用途に利用されるものと認められるときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第 15 条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年 9 月 13 日施行）別表 1 に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

- 3 第 1 項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、第 2 条に定める売買価格の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第 16 条 甲は、第 14 条及び第 15 条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

- 4 甲は、解除権を行使したときは、乙に対し乙が売買物件から利得した果実を請求しない。

(原状回復及び返還)

第 17 条 乙は、甲が第 14 条及び第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。なお、この場合において、乙は、売買物件に乙所有の物件が存在するときは、当該物件の所有権を放棄しなければならない。

- 2 乙は、前項ただし書きにおいて、売買物件が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第 1 項の定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書及び乙所有の物件の所有権放棄に関する書類を、甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 19 条 甲は、第 16 条第 1 項により売買代金を返還する場合において、乙が第 13 条及び第 15 条に定める違約金又は第 17 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第 21 条 本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売出人 住 所 長崎市尾上町 3 番 1 号
氏 名 長崎県知事 ○○ ○○

買受人 住 所
氏 名

売買物件の表示

所 在 地	区 分	種 目	構 造	数 量		売 買 価 格

契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書

長崎県知事 様

年 月 日

契 約 保 証 金 充 当 依 頼 書

物件番号	物 件 名 称	落 札 金 額	納付済入札保証金
			円
		円	円

入札物件のうち、落札した上記物件について、公有財産売却の参加申込の際に納付した入札保証金を、全額契約保証金に充当願います。

申込者 住 所

氏 名

㊞
(印鑑証明印)

売 払 代 金 充 当 依 頼 書

物件番号	物 件 名 称	売払金額（落札金額）	充当する契約保証金
			円
		円	円

入札した物件のうち、落札した上記物件に係る契約保証金全額を売払代金の一部として充当願います。
なお、売払代金残額については、契約締結の日から30日以内に納付します。

申込者 住 所

氏 名

㊞
(印鑑証明印)

共有合意書

年 月 日

長崎県知事 様

共有者氏名・印

① 氏 名 ⑩

② 氏 名 ⑩

③ 氏 名 ⑩

※共有者の印は、印鑑登録証明書の印と同じ印を押印してください。

私たちは、下記物件を次のとおり共有することに合意しました。

また、上記共有者のうち_____を代表者として定め、下記県有財産の売却に係る一般競争入札（県有財産の先着順方式による売却にあつては普通財産売払申請）、売買契約手続き及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

1 物件番号 第 号

2 物件の表示

（名 称）

（所在地）

3 共有者の氏名・住所・持分

①	氏名		持分	――
	住所			
②	氏名		持分	――
	住所			
③	氏名		持分	――
	住所			

誓 約 書

私は、長崎県と県有財産売買契約を締結するにあたり、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、長崎県が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下同じ。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者。
- (2)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3)長崎県暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 27 日長崎県条例第 47 号）第 33 条第 7 項の規定に該当する者。
- (4)長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

長崎県知事 様

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞